

令和 7 年度

第 2 回

運営推進会議

2025 年 7 月 29 日 (火)

14:00～15:00

場所：光が丘ライフプラザ 地下会議室

社会福祉法人 信隆会

光が丘ライフプラザ

看護小規模多機能型居宅介護

Ⅱ

【会議の目的とは】

■運営推進会議

事業所が、利用者、市町村職員、地域住民等の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること。

■開催頻度

- ・看護小規模多機能型居宅介護 おおむね 2 月に 1 回以上

※年度内(4 月 1 日～3 月 1 日)に規定の回数を実施する必要があります。

■構成員

①利用者、利用者の家族 ②地域住民の代表者(町会役員、民生・児童委員、老人クラブ の代表者等) ③区職員または地域包括支援センターの職員 ④当該事業について知見を有する者(学識経験者、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等で事業について知見を有し、客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者(例:他事業所のケアマネジャー等) ⑤事業所の管理者や従業員等 ⑥その他事業所の管理者が必要と認める者(例:ボランティア、近隣住民、医療機関や薬局、消防署など)

運営方針

1 利用者の尊重

- ① ご利用者の尊厳を守り、その人らしい生活ができるようにご利用者の意向を引出し尊重するサービスを提供します。
- ② ご利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、良質かつ適切な支援をします。

2 地域福祉の推進

- ① ご利用者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・文化など様々な分野の活動に参加する機会が持てるよう地域福祉を推進します。
- ② 地域住民やボランティア、医療、行政等と連携・協力して地域福祉サービスの拠点となることを目指します。

3 健全経営の実現

事業経営を自己収入で賄う為、無駄を無くし、効率化を図り、法令を遵守し健全な経営を行います。

IV 【看護小規模多機能型居宅介護について】

1. 看護小規模多機能型居宅介護とは

① 練馬区にお住まいで要介護 1～5 に認定された方に、「訪問看護」「訪問介護」「通い」「泊まり」の 4 つのサービスを提供する介護保険サービスです。医療依存度の高い方や退院直後で状態が不安定な人、在宅での看取り支援など、住み慣れた自宅での療養を支え、主治医との連携のもと、医療処置も含めた多様なサービスを 24 時間 365 日提供します。

② 地域社会との関係を保ち続けることができる支援、環境の変化が少ない支援、ご利用者の尊厳を尊重した支援、一人ひとりに向き合える支援の計画をさせていただきます。自宅で一人暮らしをされているご利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の回復だけでなく、ご家族の介護負担軽減などを目的とした支援を行ないます。

2. 光が丘ライフプラザの概要

・サービル種類及び提供地域

名称	光が丘ライフプラザ
所在地	東京都練馬区光が丘二丁目 1 1 番 1 号
介護保険サービス	看護小規模多機能型居宅介護
サービス提供地域	東京都練馬区

・設備の概要

登録定員	29 名		
通い定員	18 名／日	宿泊定員	9 名／日
			訪問看護・介護は随時
浴室	機械浴槽 2 箇所（個浴）		
送迎車	2 台（福祉車両・車いす乗車可能）		
消防設備	報知器、誘導灯、消火栓・消火器、スプリンクラー		

・営業日及びサービス提供時間

営業日	365 日（24 時間）		
サービス提供時間	通いサービス 9:00～17:00	宿泊サービス	17:00～9:00
	訪問サービス	随時	

(4) 通い・宿泊・訪問サービスの提供日回数（6・7月）

・6月実績（6名）

通いサービス 89回 宿泊サービス 68日

訪問サービス 実績なし 入院1名

・7月実績見込み（10名）

通いサービス 150回 宿泊サービス 71日

訪問サービス 113回

※入院中2名（7月下旬に入院）

VI 行事・レクリエーション活動予定及び報告など

① 年間行事

誕生会、夏祭り、敬老会、クリスマス会、新年会、節分など

② 外出行事

運動を兼ねた季節感を感じられる場所への外出企画

※6月は光が丘公園へ外出しました。7月は慈誠会・光が丘病院 6F の EV
ホール前、展望エリアからの景色を拝見しに行きました。

③ レクリエーション活動、地域交流

- ・脳トレなど各種活動の提供
- ・地域連携の取り組み：世代間交流、ボランティア及び実習生受け入れ
- ・保育園児等との交流
- ・介護福祉士実習生、社会福祉士実習生、看護学校実習生との交流